

学報五二号(号外)

神戸大学暫定通則等の二部改正に関する規程を、次のとおり制定する。

神戸大学暫定通則等の一部改正に関する規程

第一条 神戸大学暫定通則才二十八条才一項に規定する左表を次のとおり改める。

区分	入学検定料	入学料	授業料	
			前期	後期
学部学生	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、五〇〇円	四、五〇〇円
同(才二課程)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
専攻生	五〇〇	五〇〇	(月額) 六〇〇	
聴講生	五〇〇	五〇〇	(一単位につき)	三〇〇
研究生	五〇〇	五〇〇	(月額)	六〇〇

才二条 神戸大学暫定通則才二十八条に次の一項を加える。

7 四月以後翌年二月までに卒業又は修了する者に限り、その期の授業料は、卒業又は修了見込みの月まで月割をもつて徴収し、若し、その月を超えるにいたつたときは、その際更にその超過

見込み月数に相当する分を徴収する。

才三条 神戸大学大学院学則才二十一条に規定する別表を次のとおり改める。

区分	入学検定料	入学料	授業料	
			前期	後期
聴講生	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、七五〇円	六、七五〇円
	五〇〇	五〇〇	一単位につき	三〇〇

附則

1 この規程は、昭和三十一年四月一日から適用する。

2 昭和三十一年三月三十一日以前の入学者の授業料については、この規程にかかわらず、なお従前のとおりとする。

昭和三十一年五月十日

神戸大学長

神戸経済大学学位規程の一部を改正する規程を、次のとおり制定する。

神戸経済大学学位規程の一部を改正する規程

神戸経済大学学位規程の一部を次のように改正する。

才四条中「五千元」を「七千五百円」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十一年四月一日から運用する。

昭和三十一年五月十日

神戸大学 神戸経済大学

学報五二号(号外)

神戸大学名誉教授称号授与規程中一部改正に関する規程

神戸大学名誉教授称号授与規程中別記様式を、次のとおり改正する。
別記様式

名誉教授才	号	氏	名
学校教育法才六十八条の二の規定に基き貴殿に神戸大学 名誉教授の称号を授与します。			
年	月	日	
神戸大学			

この規程は、昭和三十一年四月一日から適用する。

昭和三十一年六月二十一日

神戸大学長